

熱中症対策普及団体の指定に関する手引き

令和6年2月27日

環境省大臣官房環境保健部

目次

はじめに

1 熱中症対策普及団体について

- (1) 制度概要
- (2) 意義
- (3) 指定対象
- (4) 業務内容
- (5) 市町村との連携

2 熱中症対策普及団体の指定手続き

- (1) 基本的な考え方
- (2) 申請書類等について
- (3) 指定基準
- (4) 指定に際しての考え方
- (5) 熱中症対策普及団体に対する対応等
- (6) 個人に関する情報の適正な取扱いについて

【参考】

- 熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱・様式等（参考例）
- 参照条文

はじめに

熱中症による死亡者数は依然として増加傾向にある。地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあり、一層の危機感を持って対応していく必要がある。こうした状況を踏まえ、令和5年の第211回国会で成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）では、熱中症警戒アラートが法定化され、また、地域における熱中症対策の強化のため市町村長による指定暑熱避難施設の指定が制度化されるとともに、高齢者等の熱中症弱者への見守りや声かけ等の取組を促進することを目的として、熱中症対策普及団体の制度が創設された。

熱中症対策については、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行うなど、「自助」や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促してきたところである。気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助・共助のみならず、行政による「公助」の積極的な実施等、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において機動的かつ速やかに対策が求められている。

地域に根ざした熱中症対策の普及啓発等の取組を行う民間の力を活用するため、今般の法改正により、熱中症対策普及団体の制度が気候変動適応法（平成30年法律50号。以下「法」という。）に規定されたところであるが、本手引きは、市町村が当該熱中症対策普及団体を指定するに際しての一助となるよう、指定における考え方や手続等をまとめたものである。市町村においては、本手引きを活用して熱中症対策普及団体を指定するとともに、市町村や熱中症対策普及団体、地域住民や都道府県とも連携し、地域における熱中症対策の強化につなげていただきたい。

なお、本手引きは、今後の改正法の施行により、熱中症対策普及団体の取組事例の集積等を踏まえ、適宜見直しを行う場合がある。

1 熱中症対策普及団体について

(1) 制度概要

熱中症による死亡者の多くは高齢者が占めているところ、その大きな要因としては、高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いとされている。熱中症対策については、自助にて熱中症予防行動をとることが基本ではあるが、高齢者やこども等の熱中症弱者¹においては、場合によっては、自助による対応が難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけといった共助や公助が重要となってきたところである。

こうしたことから、高齢者等の熱中症弱者に対しての熱中症対策としては、極端な高温の発生時における暑さを避ける場の提供や直接的な働きかけといった見守りや声かけが極めて重要となってくる。熱中症対策普及団体は、地域において、こうした高齢者等への直接的な声かけ等を促進するためこの度の法の改正により設けられた制度であり、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。また、以下「市町村」についても特別区を含む。）は、地域において熱中症対策について普及啓発等の事業（熱中症対策普及事業）を行う法人からの申請により、熱中症対策普及団体として指定することができることとされた（法第23条第1項）。

市町村においては、熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等や高齢者福祉に関する事業等を行う民間団体・企業の取組を更に加速させるために、熱中症対策普及団体の制度を大いに活用し、地域における熱中症対策の担い手を確保していくことが重要である。

(2) 意義

熱中症による救急搬送人員や死亡者数は引き続き高止まりしている状況であるところ、従来は、熱中症対策に関する普及啓発や情報の発信等は、行政機関やマスメディア等が行ってきたところであるが、国民一人一人による適切な熱中症予防行動には十分結びついていなかった。熱中症による救急搬送人員や死亡者数の減少につなげていくためには、行政のみならず、民間団体や企業等とも連携し、地域の実

¹ 高齢者やこどもに加えて、脱水状態にある人、からだに障害のある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動をしていない人、暑さに慣れていない人、病気の人、体調の悪い人などが、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」であり、更なる注意が必要である。

情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行っていくことが必要である。

熱中症による死亡者の多くは高齢者が占めているという実情を踏まえれば、例えば、高齢者に対して、直接的に熱中症警戒アラート（法第 18 条に規定する熱中症警戒情報をいう。以下同じ。）の活用や熱中症予防行動を働きかけることで、高齢者の意識改善が図られ、さらに、単なる普及啓発のみならず、効果的に相談・助言を行うために地域住民の個別の生活実態（同居者の有無、エアコンの設置状況や身体状況等）も踏まえて助言等を行うことも、熱中症予防行動を促すのに効果的であると考えられる。

熱中症対策普及団体の活動により、高齢者等に対する声かけ等が一層促進されることが期待され、さらに、法的に熱中症対策普及団体として指定することにより、

- ・公的主体である市町村から指定を受けることで、当該団体及び当該団体が行う熱中症対策についての活動へ公的信用力が付与されること
- ・当該団体は、後述する個人に関する情報に係る規制を受けることで、市町村から高齢者等の生活実態に関する情報が入手しやすくなり、より効率的・効果的に地域住民への普及啓発、相談・助言等の活動を行うことができるようになること

といったことが考えられる。

また、当該制度を活用して熱中症対策普及団体の指定を行う市町村においても、その地域において、限られた行政リソースの中で、域内の住民の命と健康を守る活動を民間の力を活用して行うことができるようになると考えられる。

(3) 指定対象

市町村により指定を受ける団体は、当該地域において、熱中症対策に関して活動を行う団体や会社のほか、訪問介護等の社会福祉事業を行っている団体が想定される。

熱中症対策普及団体として指定を受けることができる団体は、法第 23 条第 1 項及び気候変動適応法施行規則（令和 6 年環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）第 6 条において、次の法人を規定している。

- ① 一般社団法人（公益社団法人を含む。）
- ② 一般財団法人（公益財団法人を含む。）

- ③ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ④ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ⑤ 会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指す。）

（4）業務内容

熱中症対策普及団体は、次の①から③までに掲げる事業を行うこととする（法第 23 条第 3 項関係）。

- ① 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- ② 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じることや必要な助言を行うこと。
- ③ そのほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

上記業務について具体的には、例えば、①については地域の事業者や住民への普及啓発活動としての熱中症に関するイベントの実施や広報活動、②については社会福祉事業を行う団体等が高齢者等への声かけとして、高齢者等の住居への訪問時に熱中症警戒アラートの活用、水分・塩分補給、気温や湿度を実際に測定すること、適切なエアコン使用により確実に涼しい環境にて過ごすことなどの熱中症予防行動を働きかけること等が考えられる。

（5）市町村との連携

熱中症対策普及団体が高齢者に直接的に熱中症予防行動を働きかけるといった活動については、高齢者等住民の個別の生活実態（同居者の有無、エアコンの設置状況や身体の状態等）を把握した上で行うことが効果的である。

生活実態等の情報は、プライベートな個人に関する情報であるが、市町村が熱中症対策普及団体に対して、可能な範囲でこうした情報を提供し、熱中症対策普及団体が個別に高齢者等の情報を活用することで、限られた人員の中で、熱中症にかかりやすい地域住民を特定し訪問等を行うことができるようになり、より効率的かつ効果的な熱中症予防行動の呼びかけ等の実施が可能となると考えられる。

一方、プライベートな個人に関する情報は、悪用されることなく適正に取り扱われるよう担保する必要があるが、この点、法において、熱中症対策普及事業を通じて得る個人に関する情報の取扱いについて、一定の措置が講じられているところである（熱中症対策普及団体における個人に関する情報の適正な取扱いに関しては、2（6）に詳細を記載。）。

2 熱中症対策普及団体の指定手続

(1) 基本的な考え方

熱中症対策普及団体の指定については、

- ・市町村長が指定を行うものであること
- ・当該指定を希望する団体からの申請に基づくものであること
- ・当該指定制度は義務的なものではなく、指定「できる」とするものであることに留意する必要がある。

なお、指定事務の主体は、市町村長とされている。これは、熱中症対策普及団体は、地域住民に対して熱中症に関する対策の普及啓発事業や相談事業を行うこととしているため、当該熱中症対策普及団体の指定に係る事務は、地域のニーズに合わせて地域住民を健康被害から守るためのものであると考えられることから、住民に最も身近な行政主体である市町村が行うこととされたものである。

(2) 申請書類等について

熱中症対策普及団体の指定については、当該指定を希望する団体が申請により受けるものであるが、当該団体が指定の基準に適合するかどうかを市町村が審査するため、次の書類を添付した申請書を当該団体から提出するものとする（施行規則第7条関係）。

- ① 定款又は寄付行為
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- ④ 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- ⑤ 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- ⑥ 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- ⑧ 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面

なお、指定の申請をする団体は、行政と連携した効果的な熱中症対策のため、熱中症対策普及事業の内容、業務開始予定のスケジュール等について、申請先の市町村にあらかじめ相談をしておくことも考えられる。

(3) 指定基準

市町村による熱中症対策普及団体の指定基準について、指定に際しては、以下①から④までの全ての基準に適合することが必要である（法第23条第1項関係）。

- ① 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- ② 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- ③ 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ④ 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。

(4) 指定に際しての考え方

指定に際しては以下①から④までを考慮するものとする。

- ① 添付書類のうち定款又は寄付行為については、その団体の目的や業務に熱中症対策普及事業について記載されていることを必要とするものではなく、定款又は寄付行為において記載されている事業の目的や内容が熱中症対策普及事業の実施と関連すると考えられるものであれば足り、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できると認められるかどうかで判断を行うものとする。
- ② 熱中症対策普及団体の指定に当たっては、当該団体内の熱中症に関する専門家の有無や当該団体のこれまでの活動実績等は問わないこととする。熱中症対策に関する普及啓発や広報活動、当該予防行動の周知や声かけ等については、それ自体に高度な専門性が求められるものではないが、保健師等の専門家による研修・教育、指導・監督を受けることや、「熱中症環境保健マニュアル」等を参考に実施されるよう留意いただきたい。
- ③ 添付書類のうち熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面及び当該事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面については、熱中症対策普及団体の指定を受けようとする団体の活動等が上記（3）①の基準に適合するかを確認するための書類であるところ、当該団体がどのような熱中

症対策普及事業を予定しており、またどのような体制で当該事業を行うことを予定しているのかを判断するため、その計画等を記載した書面の提出を受けることとする。また、損益計算書、資金収支計算書等の会計上の書類や、当該事業に関連する行政の許可や認可を証する書類等も、関連する書面として想定され得る。

- ④ 添付書類のうち資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面については、貸借対照表、財産目録など、当該団体が熱中症対策普及事業を確実に遂行するに足る経理的基礎を有することを確認できる書類を想定している。

(5) 熱中症対策普及団体に対する対応等

熱中症対策普及団体の指定を受けた者が守るべき事項、市町村長の権限等は以下①から⑥までに掲げるとおりであり、市町村においては、地域での熱中症対策普及事業が適正かつ確実に実施されるよう対応いただきたい。

- ① 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、熱中症対策普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。(法第 23 条第 4 項)
- ② 市町村長は、熱中症対策普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該熱中症対策普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(法第 23 条第 5 項)
- ③ 熱中症対策普及団体の役員、職員等においては、その事業により得た住民に関する情報を漏らしてはならない(法第 23 条第 7 項)。
- ④ 市町村長は、熱中症対策普及団体が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。(法第 23 条第 6 項)
 - ア) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - イ) 上記②の命令に違反したとき。
- ⑤ 市町村長は、熱中症対策普及団体の申請をしてきた者が、次のア) 及びイ) に該当する場合は、指定してはならない(法第 23 条第 2 項及び 7 項並びに第 30 条)。
 - ア) 市町村長が上記④に基づき熱中症対策普及団体の指定を取り消し、その取消しから、2年を経過しない者による申請である場合
 - イ) 申請を行った団体の役員のうち、住民に関して得た情報等を漏らしたことにより、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者がいる場合
- ⑥ 環境大臣及び関係地方公共団体は、熱中症対策普及団体に対し、その事業の実

施に必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第 24 条）。

（6）個人に関する情報の適正な取扱いについて

熱中症対策普及団体はその活動中、高齢者等における同居者の有無、エアコンの設置状況や身体の状態といった個人に関する情報を入手することが想定される。こうした個人に関する情報は適切に使用及び管理がなされる必要があり、この点を担保する必要があることから、法第 23 条第 7 項においては、熱中症対策普及団体の役員又はその職員等は、熱中症対策普及事業に関して知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならないとされている。また、熱中症対策普及団体は市町村から指定を受けるに当たり、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じる必要がある。

具体的には、熱中症対策普及団体は、指定の申請に際して、

- ① 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること
- ② 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること

が必要となり（法第 23 条第 1 項並びに施行規則第 9 条第 1 号及び第 2 号）、また、申請の添付書類として、上記①、②を記載した書面を申請先の市町村に提出することとされている（施行規則第 7 条。2（2）参照。）。

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」等を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、業務の規模及び性質、個人情報の取扱状況（取り扱う個人情報の性質及び量を含む。）、個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるための具体的な方法を定めることなど、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守した個人情報の取扱いが必要である。

※個人情報の保護に関する法令・ガイドライン（個人情報保護委員会ウェブサイト）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

（参考）民間部門に適用される個人情報保護法の規律例

○保有・取得に関するルール

・利用目的を特定して、その範囲内で利用する。

- ・利用目的を通知又は公表する。
- ・要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から同意を得る。

○保管・管理に関するルール

- ・データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- ・漏えい等が生じないように、安全に管理するため必要かつ適切な措置を講じる。

○第三者提供に関するルール

- ・第三者に提供する場合はあらかじめ本人から同意を得る。

(参考例)

〇〇市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく熱中症対策普及団体の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による熱中症対策普及団体の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱中症対策普及団体申請書（様式第1号）を市長（又は町長若しくは村長）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- (5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (6) 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- (7) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、熱中症対策普及団体の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を熱中症対策普及団体として指定するものとする。

- (1) 法第23条第1項又は気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する法人又は会社であること。
- (2) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。

(4) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(5) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるかと認められること。

2 市長は、申請者を熱中症対策普及団体として指定した場合は、熱中症対策普及団体指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 施行規則第8条第1項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 熱中症対策普及団体は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 熱中症対策普及団体は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

（事業の報告）

第6条 熱中症対策普及団体は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

2 熱中症対策普及団体は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

この要綱例（様式含む。）は、一般的な記載例として記載しているものです。適宜修正の上、御活用ください。

熱中症対策普及団体 指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）〇〇市長（町長・村長） 殿

団体の住所

団体の名称

代表者氏名

事務所名称及び所在地

気候変動適応法（平成30年法律第50号）第23条第1項の規定による熱中症対策普及団体の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款又は寄付行為
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 5 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 6 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 7 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を記載した書面
- 8 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を記載した書面
- 9 その他業務に関し参考となる書類

〇〇市第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

団体の住所
団体の名称 様

〇〇市長（町長・村長）

〇〇年〇〇月〇〇日付の申請については、審査の結果適正であるので、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第23条第1項の規定による熱中症対策普及団体として指定します。

- 1 指定番号：
- 2 団体の名称：
- 3 団体の住所：
- 4 事務所の所在地：
- 5 業務内容：

名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇市長（町長・村長） 殿

団体の住所
 団体の名称
 代表者氏名

気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）第8条第1項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	〇年〇月〇日〇市（町・村）第〇号	
変更予定年月日		
変更する事項	<input type="checkbox"/> 団体の名称 <input type="checkbox"/> 団体の住所 <input type="checkbox"/> 団体の事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

業務変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先） 〇〇市長（町長・村長） 殿

団体の住所
 団体の名称
 代表者氏名

〇〇市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	〇年〇月〇日〇市（町・村）第〇号	
変更予定年月日		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

業務廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先） 〇〇市長（町長・村長） 殿

団体の住所

団体の名称

代表者氏名

熱中症対策普及団体の業務を廃止したので、〇〇市熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号	〇年〇月〇日〇市（町・村）第〇号
廃止年月日	
廃止の理由	

＜参照条文＞

○気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）（抄）

（熱中症対策普及団体）

第二十三条 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、第三項各号に掲げる事業（以下この条において「熱中症対策普及事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体（以下この条及び次条において「普及団体」という。）として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - 二 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
 - 三 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 前三号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができることと認められること。
- 2 市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。
- 一 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から二年を経過しない者があること。
- 3 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。
 - 二 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。
- 4 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。
- 5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 前項の規定による命令に違反したとき。
- 7 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三項第二号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 第一項の規定による指定の手續その他普及団体に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 第二十四条 環境大臣及び関係地方公共団体は、普及団体に対し、その事業の実施に必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 第三十条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）（抄）

（熱中症対策普及団体として指定を受けることができる法人）

第六条 法第二十三条第一項の環境省令で定める法人は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人及び会社とする。

（指定の申請）

第七条 法第二十三条第一項の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄付行為
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第二十三条第三項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 五 法第二十三条第三項各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 六 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 七 第九条第一号の実施要領を記載した書面
- 八 第九条第二号の計画を記載した書面

（名称等の変更）

第八条 熱中症対策普及団体（次項において「普及団体」という。）は、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2 普及団体は、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を市町村長に提出しなければならない。

（個人に関する情報の取扱い）

第九条 法第二十三条第一項第二号の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。
- 二 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。